

奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市人権文化のまちづくり条例（平成21年奈良市条例第19号）の規定に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3箇月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が3箇月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者で同居している者を含む。）がないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚

姻をすることができない関係をいう。)でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(別記第2号様式。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(3箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。)

(市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

(2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。)(3箇月以内に発行されたものに限る。)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第1項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者(以下この項において「当事者」という。)の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自書することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 住民基本台帳カード(顔写真が貼付されたものに限る。)

(3) 旅券

(4) 運転免許証

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、本人であることの確認は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより行うことができる。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）であることを認める場合は、宣誓書、確認書及び第8条に規定するパートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書において、氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができるものとする。

2 市長は、前項の場合においては、次条に規定する証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用することができるものとする。

（宣誓登録及び証明書等の交付）

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓した者（以下「宣誓者」という。）が第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者をパートナーシップ宣誓登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、宣誓者双方へパートナーシップ宣誓証明書（別記第3号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（別記第4号様式。以下「証明カード」という。）に宣誓書及び確認書の写しを添えて交付するものとする。

（証明書及び証明カードの再交付）

第8条 証明書及び証明カードの交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該証明書又は証明カードを紛失し、汚損し、又は破損したときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（別記第5号様式）により市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は証明書及び証明カードを再交付するものとする。

（事実に関する届出）

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受領者の一方又は双方が来庁して、パートナーシップ宣誓書の事実に関する届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(4) 受領者の一方が死亡したとき。

（登録簿の変更等）

第10条 市長は、前条の規定による届出を受理したとき（同条第1号に掲げる場合に限る。）は、登録簿の記載内容を変更し、必要に応じて受領者に対して証明書及び証明カ

ードの再交付を行うものとする。

- 2 市長は、前条の規定による届出を受理したとき（同条第1号に掲げる場合を除く。）は、登録簿から削除する。ただし、前条第2号に該当する場合で、受領者の一方が転勤、家族の看護その他やむを得ない理由により市内に居住することが困難となったことに伴い第3条第2号に掲げる要件を満たさなくなったときは、この限りでない。
- 3 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録簿から削除することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (2) 証明書又は証明カードを不正に利用したとき。
- 4 第2項本文又は前項の規定により登録簿から削除された者は、交付された証明書及び証明カードを直ちに市長に返還しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。